

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

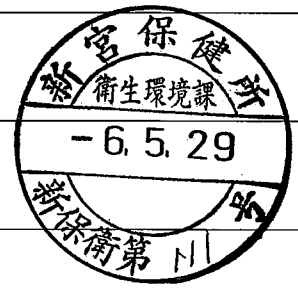
2024年5月29日

和歌山県知事 殿

提出者 岡本土石工業株式会社
住 所 三重県南牟婁郡紀宝町鮎田501番地
氏 名 代表取締役社長 岡本 一彦
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0735-21-2422

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	岡本土石工業株式会社 生コンクリート部 新宮工場
事業場の所在地	和歌山県新宮市南松杖519-1
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	21.窯業・土石製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額：3.8億円
③従業員数	5人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・戻りコン発生→残水処理機→コンクリートくず等→処理業者委託・戻りコン発生→コンクリートブロックを製造し再利用。



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
統括責任者 (工場長) : ①委託契約の締結
②処理業者の現地確認 (処理状況、維持管理状況、周辺状況)
③再生利用の推進のため委託先の情報収集、ルート確保
④産業廃棄物の取扱手順等の策定
⑤従業員及び下請業者への教育、啓発等
現場責任者 (製造係) : ①廃棄物処理法及び関係法令を遵守した作業の推進
現場担当者 (総務係) : ①マニフェスト交付・管理業務
②帳簿の作成

組織図 : 取締役→工場長→製造係→総務係

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (2023 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器 くず	
	排 出 量	1341 t	t
	(これまでに実施した取組) ・生コン打設時の戻りコンを抑制する為、施工業者に対して生コン組合から適切な生コン打設量の把握を依頼。 ・生コンプラント及びミキサー車の洗浄回数を減らすように努める。 ・産業廃棄物についての社内教育。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器 くず	
	排 出 量	1500 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・生コン打設時の戻りコンを抑制する為、施工業者に対して生コン組合から適切な生コン打設量の把握を依頼。 ・生コンプラント及びミキサー車の洗浄回数を減らすように努める。 ・産業廃棄物についての社内教育。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら直接再生利用、自ら直接中間処理した後、再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	65 t	t
	(今後実施する予定の取組) 戻りコンが多い場合、戻りコンを利用して工場にてコンクリートブロックを製造。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 自ら中間処理を行わない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理を行わない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分又は海洋投入は行わない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	全処理委託量	1341 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1341 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・電子マニフェストの導入。 ・処理業者と委託契約を締結するに当たっては事前確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況）するとともに、委託後に定期的な確認を行う。 ・再生利用が可能な廃棄物については、積極的に再生利用を推進するため、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	全処理委託量	1500 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1500 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでに実施した取り組みを継続する。 ・戻りコンが多い場合、戻りコンを利用して工場にてコンクリートブロックを製造		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

